

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者補佐の取扱いについて

令和3年11月

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について、市発注工事における取扱いを以下のとおり定めます。

1 特例監理技術者の配置（監理技術者の兼務）対象工事の要件

特例監理技術者を配置する場合は、以下の①から⑫の要件を全て満たさなければならない。

- ① 予定価格が3億円未満の工事であること。
- ② 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ③ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ④ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとすること。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑥ 特例監理技術者が兼務できる工事は、天草市発注工事、又は熊本県発注工事で、工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること。
- ⑦ 単体企業で受注している工事であること。
- ⑧ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ⑨ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑩ 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
- ⑪ 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
- ⑫ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については、兼務を認めない場合がある）。

なお、特例監理技術者の配置を行う場合、これらの要件を満たしていることを確認するため、別記様式を提出しなければならない。

2 特例監理技術者を配置する場合の手続き

①兼任する工事がいずれも天草市発注工事の場合

現場代理人及び主任（監理）技術者通知、監理技術者補佐の資格を有する書類（合格証等）、雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し等）、特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し、特例監理技術者と監理技術者補佐の業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）を、工事の監督員に提出してください。

②兼任する工事が天草市発注工事と熊本県発注工事の場合

①の書類に加えて、熊本県発注工事の発注者が市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類（工事打合簿の写し）を提出してください。

③特例監理技術者を配置しようとする場合は、必ず事前に両方の発注者の確認を受けてください。

【特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置イメージ】

工 事	①工事 (既契約)	②工事 (新規)
特例監理技術者	A	A
(1) 監理技術者補佐	B	C
(2) 現場代理人	B or D	Cor E

3 監理技術者補佐について

①監理技術者補佐となるためには

主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、1級の技術検定の第1次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

②監理技術者補佐の配置について

監理技術者補佐は工事現場ごとに専任で配置しなければならず、特例監理技術者A以外のB、Cを①、②工事に各々配置しなければならない（B又はCが①、②工事両方の監理技術者補佐となることはできない）

4 適用

本取扱いについては、令和4年1月4日以降に入札公告及び入札通知を行う案件から適用する。

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項
【〇〇建設】

工事番号		
工 事 名		
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している	確認書類 (要提出)
<input type="checkbox"/>	① 予定価格が3億円未満の工事であること	
<input type="checkbox"/>	② 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること	・ 監理技術者補佐の資格を有する書類 (一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等)
<input type="checkbox"/>	③ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること	
<input type="checkbox"/>	④ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	・ 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類 (健康保険証等の写し)
<input type="checkbox"/>	⑤ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること	・ 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
<input type="checkbox"/>	⑥ 特例監理技術者が兼務できる工事は、天草市発注工事、又は熊本県発注工事で、工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること	・ 施工箇所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図等
<input type="checkbox"/>	⑦ 単体企業で受注している工事であること	・ 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
<input type="checkbox"/>	⑧ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること	・ ⑧～⑩について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類 (任意様式)
<input type="checkbox"/>	⑨ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること	
	⑩ 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかにすること	
<input type="checkbox"/>	⑪ 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること	・ 当該発注工事の発注者が、市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類 (工事打合簿の写し)
<input type="checkbox"/>	⑫ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること	
<input type="checkbox"/>	上記項目をすべて満たしている	

※☑または■を記載すること。

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ提出 (各要件を確認するための提出書類の添付は不要) とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。

【各要件を確認するための提出書類】

- ① 予定価格が3億円未満の工事であること。
〈提出書類〉
なし
- ② 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
〈提出書類〉
 - ・監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
- ③ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ④ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
〈提出書類〉
 - ・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）
- ⑤ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとすること。
〈提出書類〉
 - ・特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
- ⑥ 天草市発注工事、又は熊本県発注工事で工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること（工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること）。
〈提出書類〉
 - ・施工箇所及び工事概要がわかる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び、工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等要件を満たすことが確認できる書類。
- ⑦ 単体企業で受注している工事であること。
〈提出書類〉
 - ・特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
- ⑧ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ⑨ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑩ 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかにすること。
〈提出書類〉
 - ・⑧～⑩について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）
- ⑪ 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について了承していること。
〈提出書類〉
 - ・当該発注工事の発注者が市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）
- ⑫ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。
〈提出書類〉 なし